

○財務省告示第三百九十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十五年十一月二十六日に発行した利付国債
 の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十五年十二月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額	七 払込金額
利付国庫債券（十年）（第二百九十七回、第二百九十八回及び第二百九十九回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十二回及び第五十二回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定	振替機関は日本銀行とする。その適用を受けるものとし、その利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で二千九百九十九億円	三千百八十億六千四百九十八万八千円

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十一年) 七回)	一・四%	平成十二年三月二十日	二十八億六千三百
利付国庫債券 (第十一年) 八回)	一・三%	平成十二年三月二十日	三百十九億
利付国庫債券 (第十二年) 九回)	一・三%	平成十三年三月二十日	三億
利付国庫債券 (第十四年) 二回)	二・六%	平成十五年三月二十日	二十億
利付国庫債券 (第十五回)	二・一%	平成十六年九月二十三日	十九億